

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		高度地区内における建築物の高さの特例許可
根拠法令及び条項		建築基準法第58条第2項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざる得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	解釈文書等 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」(令和5年3月24日 国住街第533号 国住街第240号)
準	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定（処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないため）
	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）